

東京電機大学校友会・同窓会青森県支部会則

第1条(名 称)

本支部は東京電機大学校友会・同窓会青森県支部と称し、事務局を支部長の定める所に置く。(青森県青森市本町2-11-13)

第2条(目 的)

本支部は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と郷土の発展に寄与する事を目的とする。

第3条(事 業)

本支部は目的達成のため、下記の事業を行う。

- 1、会員相互の連絡の助勢
- 2、会員相互の親睦を図るための行事
- 3、その他

第4条(会 員)

本支部は青森県に在住する東京電機大学の卒業生【大学院、大学、短期大学、電機学校、高等学校、中学校】または、入会を希望する中退者をもって組織する。

第5条(役 員)

本支部には支部長1名、副支部長1名、顧問若干名、事務局員1名、幹事9名、会計監事1名を置く。
副支部長、事務局、幹事、監事は役員の互選とし支部長が委嘱する。
顧問は、会長が会員の中から会員の同意を得て委嘱する。

第6条(役員の仕事)

- 1、支部長は本会を代表し会務を統括する。
- 2、副支部長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3、顧問は会長の諮問に応え、会の運営に助言する。
- 4、事務局員は本会の事務・会計の処理にあたる。
- 5、幹事は、地域・職場において会員相互の連絡調整をはかる。
- 6、会計監事は、本支部の会計を監査する。

第7条(役員を選出)

- 1、支部長は県支部役員の互選による。
- 2、役員を選出は総会で行い、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。尚、役員に欠員が生じたときは役員会で補充するが、その任期は前任者の残存期間とする。

第8条(総 会)

本支部は原則として年1回の総会を開く、総会の任務を次のとおりとする。

- ア、役員を選出
- イ、前年度活動報告及び前年度決算報告の承認
- ウ、次年度の事業計画、予算審議並び承認
- エ、その他の事項の審議

第9条(役員会)

本支部は必要に応じて随時(最低年1回)役員会を開く。
役員会の任務を次のとおりとする。

- ア、支部全般の運営
- イ、総会に提出する事業報告、決算報告の作成
- ウ、次年度事業計画、予算案の作成

第10条(召 集)

役員会は、支部長が召集し議長となる。

第11条(会 費)

本支部の会費は、総会開催時に必要に応じて随時、必要額を徴収する。

第12条(経 費)

本支部の経費は校友会本部よりの援助金、会員より必要な都度徴収する会費、寄付金及びその他の収入をもって充当する。

第13条(会計年度)

本支部の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末日に終わる。

第14条(会則改正)

本支部会則の改正は、総会の議決による。

- 付 則
- 1、本支部会則は平成4年4月1日より施行する。
 - 2、平成8年8月3日一部変更する。
 - 3、平成9年9月27日一部変更する。
 - 4、平成13年8月4日一部変更する。
 - 5、平成16年8月7日一部変更する。(2004年)